秘密保持契約書

ソノ・エンジニアリング株式会社(以下「甲」という。)と、甲に入社する社員(以下「乙」という。)は、乙が甲の業務に従事するにあたり、甲が保有する秘密情報の保護に関し、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(秘密情報の定義)

- 1. 本契約において「秘密情報」とは、乙が甲の業務に関連して知り得た、または甲から開示された一切の情報であって、その情報が書面、口頭、電磁的記録その他媒体の如何を問わず、また、その情報に秘密である旨の表示または指定があるか否かを問わず、以下の各号に定めるものを含むがこれらに限定されないものをいう。
 - 1. 甲の技術に関する情報(設計図、仕様書、ソースコード、プログラム、ノウハウ、 実験データ、開発情報、製造方法等)
 - 2. 甲の営業に関する情報(顧客リスト、販売情報、仕入先情報、価格情報、事業計画、マーケティング戦略、契約内容等)
 - 3. 甲の財務に関する情報(財務諸表、予算、原価情報等)
 - 4. 甲の組織、人事、労務に関する情報(従業員情報、組織図、人事考課情報等)
 - 5. 甲が第三者との契約に基づき秘密保持義務を負っている情報
 - 6. その他、甲が秘密として管理している一切の情報
- 2. 前項の定めにかかわらず、以下の各号の一に該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。
 - 1. 乙が知り得た時点で、既に公知であった情報
 - 2. 乙が知り得た後、乙の責によらずに公知となった情報
 - 3. 乙が知り得た時点で、既に乙が正当に保有していた情報
 - 4. 乙が、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - 5. 甲の書面による事前の承諾を得て開示された情報

第2条(秘密保持義務)

- 1. 乙は、甲の秘密情報を厳重に管理し、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者(甲の 役員および従業員であっても、知る必要のない者を含む。)に対し、開示または漏洩し てはならない。
- 2. 乙は、甲の秘密情報を、甲の業務を遂行する目的以外に使用してはならない。
- 3. 乙は、甲の指示に従い、秘密情報を適切に取り扱い、その漏洩、滅失、毀損の防止に必要な措置を講じなければならない。

第3条 (秘密情報の複製等の制限)

乙は、甲の業務を遂行するために必要最小限の範囲を超えて、甲の秘密情報を含む文書、図面、電磁的記録媒体等を複製、複写、または改変してはならない。ただし、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

第4条(知的財産権)

- 1. 乙が甲の業務に従事する過程で、または甲の秘密情報を使用して行った発明、考案、意匠の創作、著作物(プログラムを含む。)の作成その他の知的成果(以下「職務発明等」という。)に関する権利(特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、著作権その他一切の知的財産権を含む。)は、法令に別段の定めがある場合を除き、全て甲に帰属するものとする。
- 2. 乙は、職務発明等を行った場合には、直ちに甲に届け出るとともに、甲が当該職務発明等に関する権利を取得し、維持し、または行使するために必要な手続きに協力しなければならない。これに必要な費用は甲が負担する。

第5条(秘密情報の返還・破棄)

乙は、甲から要求があった場合、または乙が甲を退職もしくは解雇された場合には、遅滞なく、甲の指示に従い、甲の秘密情報およびその複製物(電磁的記録媒体に記録されたものを含む。)を甲に返還し、または破棄しなければならない。なお、破棄した場合には、その旨を証明する書面を甲に提出するものとする。

第6条(契約の有効期間)

本契約は、乙の甲への入社日をもって発効し、乙が甲を退職または解雇された後も、特に期間の定めなくその効力を有するものとする。ただし、第2条、第3条および第5条の秘密保持義務については、乙の退職または解雇後5年間有効とする。

第7条(損害賠償)

乙が本契約のいずれかの条項に違反し、甲に損害を与えた場合、乙は甲に対し、その損害 (弁護士費用を含む。)を賠償する責任を負うものとする。

第8条(退職後の競業避止義務等)

乙は、甲を退職または解雇された後においても、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、甲と競合する事業を営む者(法人、団体または個人を問わない。)に就職し、役員に就任し、または自ら競合する事業を開始しないこと、ならびに甲の顧客または取引先に対し、甲と競合する取引を行うよう勧誘しないことを誓約する。本条の有効期間は、乙の退職または解雇後2年間とする。(注:競業避止義務については、その範囲、期間、代償措置の有無等により有効性が争われる可能性があるため、専門家と相談の上、慎重に規定してください。)

第9条(法令等による開示)

乙は、法令、裁判所の命令または官公庁の要求により秘密情報の開示を義務付けられた場合には、事前に甲に通知し、甲の指示に従って必要最小限の範囲で開示することができるものとする。ただし、事前の通知が不可能な場合には、開示後速やかに甲に通知するものとする。

第10条(管轄裁判所)

本契約に関する一切の紛争については、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条(協議事項)

本契約に定めのない事項または本契約の各条項の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

第12条 (完全合意)

本契約は、本契約締結日における本契約の主題に関する甲乙間の完全な合意を示すものであり、本契約締結以前になされた本契約の主題に関する甲乙間の全ての口頭または書面による合意、表明、約束等に優先する。

第13条 (本契約の変更)

本契約のいかなる変更も、甲乙双方の正当な権限を有する代表者が署名または記名捺印した 書面によってのみ有効とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名または記名捺印の上、各 1通を保有する。

年 月 日

甲: 東京都○○区△△町X丁目Y番Z号 ソノ・エンジニアリング株式会社 代表取締役社長 菅野 昭代 印

乙: 住所: 氏名: 印